モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ (~MOCに基づく活動の一環として~)

国際協力部教官 河 野 龍 三

1 はじめに

国際協力部は、本年10月8日、モンゴル国(以下「モンゴル」という。)の国立法 律研究所(National Legal Institute,以下「NLI」という。)」との間で,同機関とのMO C (Memorandum of Cooperation, 協力覚書) に基づく初の活動としてオンライン・ワー クショップを開催した。本稿では.MOC締結に至る経緯及び本ワークショップの概要 を報告する。なお、本稿の意見にわたる部分は私見であり、当部の見解ではない。

2 MOC締結に至る経緯

(1) モンゴルNLIについて

NLIは、モンゴル法務・内務省²の一機関であり、現在の所長(Directo r) はエルデム・オンダラフ・フレルバータル氏 3 である。主な業務には、国家的な 法律の方針策定や法的サービスの改善に関して法務・内務省に助言するための研究・ 調査、国民への法情報の提供、法律実務家や法執行機関職員に対する研修のほか、国 立図書館の運営、法令データベースの作成・管理、法令等に関する公刊物の発行が含 まれており、日本の法務総合研究所よりも所管は広いと思われる。

(2) コロナ禍における準備活動

2019年6月、国際協力部の派遣団が現地調査として法務・内務省を訪問した 際、当時のNLI所長とも面談し、先方からMOC締結の要望があった。法務総合研 究所内で検討した結果. 両機関はその任務の多くが共通すること. 過去にも法整備支 援対象国の政府機関との間でMOCを結んできた実績があること⁴. 特にモンゴルは重 点支援国である一方、現在はJICAプロジェクトが存在せず、当部が主体的に共同 研究等を実施する必要性が高いことなどを勘案し、MOC締結の方針が決定された。 また、その協力範囲は、双方に義務を課すものではなく、「意見交換、情報共有、セ ミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成 のための協力関係を推進し強化する」ことと合意された。

²⁰⁰²年に前身の国立法律センター(National Legal Center)が設立され、2009年に現在の名称に改名された。 沿革等については、NLIの英語ウェブサイトを参照(https://nli.gov.mn/?page_id=2295&lang=en)。

Ministry of Justice and Internal Affairs of Mongolia。司法政策,人権保護,法の支配等のほか警察も所管するモンゴル政 府の省庁の1つ。

Dr. Mrs. Erdem-Undrakh Khurelbaatar。ドイツのマックス・プランク研究所研究員,モンゴル国立大学法学部公法学科

の准教授等を経て、2020年10月より現職。刑法、犯罪学が専門。 ⁴ 法務総合研究所は、2018年12月にラオス国立司法研修所(NIJ)と、2019年7月にウズベキスタン最高検察庁アカデミーと、2020年1月にカンボジア王立司法学院(RAJP)とそれぞれMOCを締結しており、本件NLIは4例目。これまで、NIJとは刑法セミナーを、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーには犯罪白書作成支援 を行ってきており、 RAJPとも2021年8月に民事訴訟に関するオンライン共同研究を実施した。

当初は、2020年に日本側当事者がウランバートルに出張し、NLI側と対面で 文書を交換することを計画していた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響 で渡航が困難となり、収束時期も見通せなかったことから、両機関で検討した結果、 非対面で締結することとした。

法務総合研究所にとってMOCのオンライン締結は初めての経験であり、法務大臣以下の政務への説明に加え、原本の郵送方法や署名式の準備など、ロジ面に想定外の労力を要した。NLI窓口担当者であるムングルジン氏をはじめとするモンゴル側関係者と、外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第1課の森井主査(当時)、在モンゴル日本国大使館の片野田書記官のほか、法務省大臣官房国際課等の日本側関係者の皆さまから多大なご協力をいただいたことに、あらためて感謝を申し上げたい。

(3) MOC締結式

2021年8月11日,法務省赤れんが棟の会場とウランバートル市内の会場とをオンラインで結び,法務総合研究所とNLIとのMOC締結式を開催し,同日付でMOCを締結した 6 。



【MOC締結式における署名の様子】

114

⁵ MOC原本は英語で2通作成した。日本側で保有する原本は、NLI所長の署名後、在モンゴル日本国大使館に持ち込み、外務省の公信を用いて日本に送った。モンゴル側原本はその逆を行い、各自の原本につき、締結式前に相手方の署名を終える手法をとった。

⁶ 法務省フォトニュースを参照(https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00338.html)。MOCの内容も公開されている(https://www.moj.go.jp/housouken/press release mongolia moc.html)。

日本側からは、上冨敏伸法務総合研究所長、内藤晋太郎国際協力部長以下の法務省関係者が出席したほか、外務省、JICA、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)の方や、これまでモンゴル法整備支援にご尽力されてきた吉野孝義先生、徳本穣先生、岡英男弁護士にもご臨席いただいた。モンゴル側からは、エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長以下のNLI職員、法務・内務省の職員等が参加した。

3 ワークショップの概要

(1) 目的

本ワークショップは、NLIとのMOCに基づく活動の一環として、オンラインで 開催された。

国際協力部の活動としては、2001年に日本・モンゴル司法制度比較セミナー⁷ を開催した後、JICAが実施した各プロジェクト活動(弁護士会強化、調停制度強化)に協力したほか、商法起草支援など民商事に関するものが中心であり、刑事法分野での二国間の共同研究は実施されていなかった。また、モンゴルにおいては、2015年以降、刑事手続の改革が進められているとの情報があった⁸。

これらの状況を踏まえ、NLIとも協議した上、本ワークショップでは、「日・モンゴルにおける刑事司法制度の比較」をテーマとし、捜査から裁判までの刑事手続の概要について相互にプレゼンテーションを行い、質疑応答を行うことを目的とした。

(2) 日程

2021年10月8日(金)%。

(3) 参加者

エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長以下のNLI 職員,法務・内務省職員,検察官 10 ,モンゴル国立大学教員 11 等,合計232

日本側からは、国際協力部の内藤部長、須田副部長、伊藤教官、小職のほか、UNAFEIの森永所長らが参加した。

(4) 内容

ア 日本側のプレゼンテーション及び質疑応答

まず、伊藤教官から、三権分立、捜査・公判の刑事手続の流れなど、日本の刑事司法の概要について説明した後、質疑応答を実施した。モンゴル側からは一気に4,5人の手が挙がるなど、積極的な質問がなされた。例えば、モンゴルでは起訴後に裁判所が事件記録を差し戻して再捜査させることが頻繁にあり問題になってい

⁷ 同セミナーでは、法務・内務省幹部等を日本に招へいし、両国の民事・刑事の裁判手続、弁護士の役割、法曹養成制度、紛争解決手段等について意見交換がなされた。

⁸ モンゴルでは、刑法が2015年に、刑事訴訟法が2017年にそれぞれ大改正されたとのことで、近時も条文の改正が続いているようである。

⁹ NLIのアルタンゲレル氏(弁護士)に逐次通訳を依頼。予定時間は通訳込み4時間。

¹⁰ General Prosecutor's Office of Mongolia から参加。

¹¹ 法学部公法学科から参加。

¹² エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長は、所用により冒頭挨拶の後に退出。

るが、日本には同様の手続はないのかという質問があり、職権主義のモンゴル¹³と 当事者主義の日本との違いが浮かび上がるとともに、公判前整理手続(予備審問)¹⁴に対する関心がうかがえた。また、モンゴルでは当事者に平等な権利を与える制度が不十分であるが、日本では弁護人の権利をどのように保障しているかという質問は、職権主義構造を維持しつつも当事者による弁論を強化するという、ベトナムの争訟原則¹⁵を思い起こさせた。さらに、民事・刑事を厳格に区別する日本と、被害者も刑事訴訟の当事者となるモンゴル¹⁶の違いを背景に、日本では被害者による損害賠償請求はどのようになっているのかといった質問もなされた。

いずれも、日本とモンゴルの刑事司法に対する根本的な考え方の違いに起因する ものであり、この点を意識して講義や討議を行うことが今後の課題である。



【伊藤教官によるプレゼンテーションの様子】

イ モンゴル側のプレゼンテーション及び意見交換

続いて、NLIのスフバータル氏から、モンゴルの刑事司法に関する説明があった。検察官が訴追裁量を持つ日本と異なり、モンゴルでは有罪無罪を決めるのは裁判所という意識が強く、検察官は有罪立証を行う役割であることが述べられた。一方で、実務では、検察の指示を受けた警察が有罪方向の証拠ばかりを集めるため、

¹³ モンゴルは、起訴と同時に証拠等の一件記録が裁判所に送致され(2017年刑事訴訟法第32.10条)、裁判所が 事件を検察に差し戻すことが可能であるなど(同法第33.1条の1.2等)、職権主義を採用している。

 $^{^{14}}$ 非公式であるが、「preliminary hearing」との英訳がなされている。 15 ICD NEWS第81号(2019年12月)131頁以下の鈴木一子氏の記事を参照。

¹⁶ モンゴルにおける被害者の権利については、2017年刑事訴訟法第8.2条等を参照。

弁護人が無罪方向の証拠を収集する機会が少ないことが問題になっているとの指摘があった。また、モンゴルの裁判員は、意見を述べることはできるが基本的にオブザーバーで、判決に対する影響力がないとの説明もあった。さらに、捜査手続について日本側から質問したところ、モンゴルの検察官から、被害者等から申立てのあった事件のうち犯罪性のないものを検察官が却下するための制度が導入されたとの説明があった。



【ワークショップ終了後の記念撮影の様子】

4 今後の展望

本ワークショップの冒頭では、エルデム・オンダラフ・フレルバータル所長から、MOC締結から2か月という短期間でワークショップを開催できたことは大変うれしいとの発言があった。MOCに基づく活動は、今後も続けていきたい。

国際協力部は、ベトナムやラオスなど職権主義的な刑事司法制度を有する国に対する 法整備支援活動でも実績があり、それらの経験を活かしてモンゴル側と一緒に課題の解 決策を考えられることが強みである。

来年は日・モンゴル外交関係樹立50周年を迎える。一刻も早く、NLIの皆さんと 対面でお会いできる日が来ることを願っている。